(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字割本間一〇二〇・一〇三〇・一一三五・字北川一一三九の一・一一六二の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字沢ノ戸三八七三、字佐渡林一八一七の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市梅北町一一一八の九、一一一一八の一〇、一一一一八の二九、関之尾町五一二五の一・五一二五の三・五八六九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、高崎町前田字大平原一七八三の一八から一七八三の二二まで、一七八三の二三、一七八三の三四、一七八三の三七、字城ケ野一八七四の一二、一八八一、東諸県郡国富町大字三名字伽藍尾一七八七の一（次の図に示す部分に限る。）、一七八二の三、西臼杵郡高千穂町大字向山字笹ノ越七四〇四の口、七四一四、七四一五、五ヶ瀬町大字鞍岡字木合屋四〇一三・四〇四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

梅北町一一一一八の九、一一一一八の一〇、一一一一八の二九、字大平原一七八三の一八から一七八三の二二まで・一七八三の三三・一七八三の三七・字城ケ野一八七四の一二・一八八一・字伽藍尾一七八二の三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八七の一、字笹ノ越七四〇四のロ・七四一四・七四一五・字木合屋四〇一一の一・四〇一三・四〇四六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに都城市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字小畑五六四一の二、字立山五八七七、大字岩井川字水流四一三六の八・四一五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一四三、四一五七の一、四一五七の二、四一五八の二、大字分城字二又四七八の五、字鳥屋ノ平四七九の三、高千穂町大字向山字汗ノ迫二〇八七、二一〇三、二一〇四、二一〇九の二、五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四七一の一、宮崎市田野町字権現山乙三三一の六、乙三三一四の三、乙三三一四の四、都城市夏尾町六七六一、六七六二の二四から六七六二の二六まで、西諸県郡高原町大字後川内字前畑五〇六一の一〇・五〇七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇六一の七まで、五〇六一の二九から五〇六一の三一まで、五〇八一、東臼杵郡椎葉村大字大河内字大薮五〇〇の九七、字大桑木五九三の七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑五六四一の二・字立山五八七七・字水流四一四三・四一五七の一・字二又四七八の五・字鳥屋ノ平四七九の三・字汗ノ迫二〇八七・二一〇三・二一〇四・二一〇九の二・字尾平五四七一の一・字権現山乙三三一一の六・乙三三一四の一・乙三三一四の三・乙三三一四の四・夏尾町六七六一（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、六七六二の二五、字前畑五〇六一の四から五〇六一の七まで・五〇六一の一〇・五〇七七の二九から五〇六一の三一まで・五〇八一・字大薮五〇〇の九七・字大桑木五九三の七三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	
西日本高圧瓦斯株式会社	前	大分県大分市大字政所三千四百九十番地　保安検査を行う事業所の名称及び所在地
	後	大分事業所　大分県大分市大分流通業務団地二丁目一番六号

○国土交通省告示第千百十三号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十一日

国土交通大臣　前田　武志

表名古屋高速道路の項中「名古屋市中村区名駅四丁目から同市熱田区六番一丁目まで」の下に「及び同市港区木場町から東海市新宝町まで」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考中「平成二十三年二月一日」を「平成二十三年九月一日」に改める。

○国土交通省告示第千百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年八月十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十一日

国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16991	ホンダ　EBL—SC68	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号